

技能実習を廃止し「育成就労」新設 閣議決定！

政府は3月15日、外国人技能実習制度を廃止し、新たに外国人材の確保を目的とした「育成就労」制度を創設する入管法などの改正案を閣議決定致しました。

1993年に始まりました技能実習では、発展途上国に日本の優れた技術を伝授し、世界の発展に寄与する「国際貢献」が目的でしたが、育成就労では「人材の確保と育成」を両輪に掲げ、人手不足を補う目的を明確化しました。



1. 「技能実習」から「育成就労」になると聞きましたが、具体的に何が変わるのですか？

技能実習の目的は「国際貢献」と「人材育成」です。実習生は「OJTで学んでいる研修生」であり、労働者ではありませんでした。ですが、新設される育成就労では「国際貢献」の文言が削除され、「人材育成」に加えて「人材確保」が提示されました。これにより実習生の目的が180度転換し、国内における深刻な労働力不足を解消するための「外国人労働者」であることが全面に押し出されることとなります。

2. 「育成就労」では何年日本にいられるのですか？

原則3年です。初歩的な作業から始め、3年間で一定水準の労働者に育成し、在留資格「特定技能」への移行を促す事で長期的な就労につなげる事が目的の位置付けになる模様です。実習生のような1号、2号等の区別はなく、3年間通して「育成就労」と呼ばれるようです。（ビザの期限は1年を見込んでおり、1年おきの期間更新申請は必要だと思われます。）



3. 転職はどうなりましたか？

具体的な内容については、今後も議論される課題です。現時点での状況をお話致しますと、育成就労開始後、1年を経て（職種によっては2年ですが、どの職種が上乘せ基準になるかは未定です。）、基礎級試験と日本語検定N4の両方に合格した上で、本人の希望があれば同種職種に転職することが可能になるとみられています。



4. 新しい制度はいつから始まる予定ですか？

深刻な人手不足により当初、国は早急に制度を進める予定でした。しかしながら技能実習法と入管法の改正、職種の問題など今後詰めていく問題は山積しており、かなり先になるとの見通しです。現時点では、閣議決定：2024年3月15日（←今ここです。）

国会審議：2024年6月頃

施行準備：2025年～2026年頃

「育成就労」施行：2027年4月1日

となる予想です。（これにより技能実習生での新規入国は2027年3月31日で終了となる見込みです。）



現在、山梨県の人口は約80万人です。

5. 特定技能については何か変更が発表されていますか？

特定技能については発表がありませんでしたが、先日のニュースで5年間の受入れ見込み数の枠を82万人にする方針が発表されました。